

安保法案の憲法適合性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年六月九日

前川清成

参議院議長 山崎正昭殿

安保法案の憲法適合性に関する質問主意書

一 平成二十七年六月四日、衆議院憲法審査会において、与党推薦の参考人を含めて、いずれも現在の学会を代表する憲法学者三名が、「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案」（以下、「安保法案」という。）に関して「憲法違反」であると述べた（以下、「本件発言」という。）。

言うまでもなく、憲法に適合しない法令は無効であり（憲法第九十八条第一項）、本件発言は極めて深刻である。

そこで、質問する。

政府は本件発言を受けて、安保法案について修正、撤回等を行うか。

二 本件発言に関して、同日、菅官房長官は記者会見において「まったく違憲ではないという著名な憲法学者もたくさんいらっしゃいます」と述べている。

ついては質問する。

「著名な憲法学者」とは誰か。

また、「たくさんいらつしやいます」とは誰で、何人いるか。

右質問する。